

台風・地震等の非常災害時の対応について

台 風

○午前8時の時点で次のような状況となった場合は、臨時休業となります。

- 大阪市において、「暴風警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- 中央区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。

※但し、午前11時の時点で「暴風警報」や「特別警報」が解除になった場合、午後13時よりご利用していただくことが可能でございます。電話連絡をさせていただき、ご利用・送迎の有無を確認させていただきます。

※児童発達・放課後等デイサービス利用中に警報が発令された場合、緊急連絡先に連絡をさせていただき、順次送迎させていただきます。

地 震

○大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合、臨時休業となります。

※安全が確保できない事態の発生、その他事業所周辺の緊急事態等が生じた場合、もしくは事業所開所が困難となる事態が生じた場合には、臨時休業とすることがあります。